

「松阪飯南ウインドファーム発電所に係る
環境影響評価準備書」に対する松阪市環境
影響評価委員会の答申

平成30年12月20日
松阪市環境影響評価委員会

平成 30 年 12 月 20 日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市環境影響評価委員会
会長 朴 恵 淑



松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価準備書について（答申）

平成 30 年 11 月 13 日付 18 松環第 001164 号で諮問がありました、松阪飯南ウインドファーム発電所に係る環境影響評価準備書について、環境の保全に関する見地から当委員会において審議を行った結果、市長より事業者に対し要請が行われるべき事項として、下記のとおり答申いたします。

記

(総論的事項)

対象事業実施区域における過去の災害発生状況より、対象事業実施区域の近傍に居住する住民（以下「地域住民」という）の本事業による土砂災害の誘発及び環境への影響に対する不安は極めて大きいことから、当該地域の特性を十分把握した上で客観的な調査、科学的な見地に基づく予測及び評価を行い、環境影響の回避又は低減に事業者の最大限の努力を求める。

次に、対象事業実施区域内において希少種を含む多種類の生物が確認されているなど、この地域の生物多様性は高いと言える。このことから、貴重な生態系に与える影響の低減に最大限努めるよう求める。

また、準備書には環境保全措置の検討の結果が記載されているだけで、調査の詳細や当該措置を講ずることとするに至った検討の状況の記述が不十分である。方法書から準備書にかけて、計画内容が大きく変更となっている点があるが、準備書の内容にも不確定な部分があり、今後さらなる計画変更が行われる可能性がある。これらのことから、評価書の作成までに計画内容を確定させ、適切に調査、予測及び評価を行い、その内容を遺漏なく具体的に記載するよう求める。さらに、調査の詳細や経緯並びに環境保全措置の検討の結果及び当該措置を講ずることとするに至った検討の状況について、積極的に情報提供を行った上で、地域住民への説明に最善を尽くし、地域住民の合意を得るよう求める。

最後に、環境影響評価委員会の審議の場において、複数の委員より土砂災害及び生物多様性への影響が危惧されることから、安易に本事業を実施すべきではないとの意見があったことを申し添える。

(個別的事項)

1. 地形及び地質に関する事項

対象事業実施区域及びその周辺は、急峻な地形であることに加えて岩石も風化しており、過去より土砂崩れなどによる甚大な被害が発生している地域であることから土砂災害発生リスクは非常に高い地域であると考えられる。このことから、大型の工作物や道路を建設するには不向き

であることを認識していただきたい。

また、環境保全措置を講ずるに当たっては、近年日本各地で過去には想定されなかった降水量も観測されており、いくら低減措置を講じたとしても、本事業により土砂災害が誘発される危険性があることを十分に認識し、適切かつできる限りの対策を行い、土砂災害発生リスク及び土砂災害発生に伴う環境への影響を回避するよう求める。それが困難な場合は事業の中止を含めた代替案の検討を行うよう求める。

2. 水環境に関する事項

土砂災害の誘発にも通じるところがあるが、尾根付近での大規模な改変により水循環に変化が起こる。このことから、層構造によっては風化層に大量の水が浸透して岩盤との間にすべり面ができ、それが崩壊して地すべりが発生する可能性があることを認識していただきたい。

また、風車設置部分や管理用道路の排水処理について、準備書において具体的な計算式が明確に示されておらず、準備書の記載が不十分である。このことを踏まえて、評価書の作成までに計画内容を確定させ、適切に調査、予測及び評価を行った上で記載内容を検討し、水環境への影響の回避又は低減に最大限努めるよう求める。

3. 生物に関する事項

事業実施区域は生物多様性の高い地域であり、そのような貴重な生態系の成立している地域で本事業が計画されていることを認識していただきたい。

準備書において確認されているアベマキーコナラ群集やアカシデーイヌシデ群落が植生の調査結果に記載されておらず、ヤマネについては調査結果が示されているだけで結果に至るまでの検討の状況が記載されていないため、準備書の記載が不適切・不十分である。このことから、評価書の作成にあたっては記載内容を検討し、遺漏なく具体的に記載するよう求める。

また、仮に施設が設置された場合、生態系の上位性種であるクマタカの繁殖状況やバードストライクの状況だけでなく他所で確認されている生物への影響など、不確実性のあるものはモニタリング調査を実施し、生態系に与える影響が大きい場合は、適切な環境保全措置を講ずるよう求める。

4. 騒音・低周波音に関する事項

騒音・低周波音の調査、予測及び評価については妥当だと考える。しかし、低周波音等の健康に与える影響は予測しづらく、地域住民に与える不安が払拭されたとは言い難い状況であるため、地域住民の理解が得られるよう周知・説明に最大限努めるよう求める。

また、暗騒音が小さいところで騒音が発生する場合、音圧レベルの大小にかかわらず、地域住民に不快感を与える可能性が高いため、その影響に十分配慮するよう求める。

5. 事後調査に関する事項

仮に施設が設置された場合、施設稼働後に継続的なモニタリング調査を実施し、環境影響評価の段階で想定していなかった環境への影響が生じた場合は、最新の見地や専門家等の助言を得て科学的根拠を基にした説明に最善を尽くし、地域住民の理解を得た上で適切な環境保全措置を講ずるよう求める。